

佐野市告示第346号

佐野市章の制定

本市の市章を次のように定めます。

平成17年11月10日

佐野市長 岡部正英

1 市章

市章は、カラー仕様及びモノクロ仕様の2種類とします。

(1) カラー仕様

(2) モノクロ仕様



2 市章の意味

市章は、育み支え合うひとびとと水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市をテーマとし、英字イニシャルの「S」をモチーフにして、本市の貴重な歴史、風土、産業及び文化並びに豊かな自然に包まれた地域社会が生き生き共生するとともに、市民と市政が融和し、及び市民と市が団結し、もって将来に向けてますます飛躍し、発展し、及び繁栄する明るい元気な姿を表しています。

3 市章の色

カラー仕様の場合は、「S」の英字をグリーン(DIC643 C=100% Y=86%)、中央の輪の上部をオレンジ(DIC161 M=64% Y=100%)、下部をブルー(DIC181 C=93% M=29%)とします。

カラー仕様の場合において上記1の(1)のカラー仕様ができないときは、イメージを損なわない程度の他の有彩色での単色表示とします。

モノクロ仕様の場合は、「S」の英字をブラック(DIC582 K=100%)とし、その他の部分はグレー(DIC582 K=45%)とします。

モノクロ仕様の場合において上記1の(2)のモノクロ仕様ができないときは、ブラックでの単色表示とします。